

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

中外テクノス 株式会社

指名停止措置業者の住所

広島県広島市西区横川新町9-12

2. 指名停止措置期間

令和5年1月27日から令和5年7月26日まで（6か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件5-1に該当

4. 指名停止措置理由

中外テクノス(株)は、広島市発注の特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会より令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係
TEL 0979 (62) 9875 (内線 701・702)